

職場で感染者が発生した場合には

従業員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の流れについて示したものです。実際の対応は、帰国者・接触者相談センターや管轄の保健所に連絡し指示に従ってください。

1 感染の疑いがある方の発生

連絡先は次ページの相談窓口
「2 疑いの症状がある場合の相談」を参照

- ・従業員に感染の疑いの症状がある場合は、自宅待機（事業所で症状が出た場合は早退）としてください。
- ・帰国者・接触者相談センター（さいたま市、川越市、越谷市、川口市にお住まいの方は市の設置する保健所等）に連絡してください。

<感染の疑いがある症状>

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方（高齢者や基礎疾患のある方等）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・上記以外で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（4日以上続く場合は必ず相談）

2 感染者の発生・保健所調査への協力

- ・感染が判明した場合は、従業員に周知し、感染予防を徹底してください。
- ・発症日の2日前から入院・自宅等での療養開始までの感染者の行動に基づき、濃厚接触者等のリストアップを行います。
- ・保健所が調査し濃厚接触者を決定するため、勤務状況等の報告に協力してください。

<濃厚接触者とは>（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断）感染者の発症2日前から入院・自宅等での療養開始までの期間に、長時間の接触や、手で触れることのできる距離（目安1m）で必要な感染予防策なく15分以上の接触があった方など

3 濃厚接触者の自宅待機

- ・濃厚接触者と見込まれる方については、速やかに自宅待機としてください。
- ・必要に応じPCR検査や、感染者との最終接触から14日間の健康観察を行う必要があることから、保健所の指示に従ってください。
- ・濃厚接触者に発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む）があった場合等、適宜、報告を求めてください。

4 事業所の消毒

参考：新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について
（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

- ・保健所の指示により、事業所の消毒を行います。
- ・緊急を要する場合には、感染者が勤務した場所のうち頻繁に手指が触れる箇所を中心に、アルコール（消毒用エタノール（70～95%）または次亜塩素酸ナトリウム（0.05%））で拭き取り等を行ってください。

5 業務再開

- ・消毒後の事業所使用について、保健所に相談しながら準備してください。
- ・感染者、濃厚接触者については、保健所の指示を受け、体調を確認しながら復帰させてください。なお、感染者に陰性証明等を求めてはいけません。

職場における感染症対策

1 彩の国「新しい生活様式」安心宣言に取り組みましょう。

彩の国「新しい生活様式」安心宣言や業界のガイドラインを活用し、感染症対策の徹底をお願いします。

* 彩の国「新しい生活様式」安心宣言

http://www.pref.saitama.lg.jp/a0804/atarashi_seikatsuyoshiki.html

* 業種別ガイドライン

<https://corona.go.jp/>

2 テレワークや時差出勤をさらに推進しましょう。

* 埼玉県テレワークポータルサイト

<http://www.pref.saitama.lg.jp/telework/index.html>

3 埼玉県及び国の接触確認アプリを導入しましょう。

安心の提供と感染拡大の防止のため「**埼玉県LINEコロナお知らせシステム**」や国の「**新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）**」を導入しましょう。

* 埼玉県LINEコロナお知らせシステム

http://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/covid19/line_corona-oshirase_top.html

* 新型コロナウイルス接触確認アプリ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

彩の国「新しい生活様式」安心宣言

～ 私たちは以下のすべてを遵守することを宣言します ～

- 1 三密を徹底的に回避します
 - ・密閉の空間
 - ・一定の密以上の人数の集まり（密で長時間にわたります）
 - ・密接や密着、換気不足での滞在
 - ・社会的距離の確保
- 2 感染防止の対策を行います
 - ・発熱などの症状が現れたら休む
 - ・症状のある従業員の出社制限
 - ・手洗い・手指の消毒の徹底、手の懸ける面の消毒
 - ・マスクの着用
 - ・共用する施設などの消毒
 - ・換気・通風のついでにはビニール袋に入れて処分
- 3 安全のための設備にします
 - ・人口密度の調整、休日の設備
 - ・社員の健康状態
 - ・感染の発生と感染の抑制
 - ・共通の感染の抑制
 - ・ハンドドライヤーの設置
- 4 安心に向けた工夫をします
 - ・業務の柔軟な対応
 - ・業務の柔軟な対応
- 5 行いません、行わせません
 - ・密閉空間での滞在（密着や密接）
- 6 極力制限します
 - ・一定に集まる人数の制限
 - ・対応での感染の抑制
- 7 重症化リスクに配慮します
 - ・高齢者や持病のある方への配慮（高齢者利用時間の短縮など）
- 8 新しい働き方に向け努力します
 - ・在宅勤務やオンライン会議
 - ・ローテーション制、在宅勤務

宣言日： 令和 年 月 日
名 称：

※ 署名欄に記入してください



埼玉県LINEコロナ
お知らせシステム



新型コロナウイルス
接触確認アプリ

新型コロナウイルスに関連した相談窓口

1 受診などに関する一般的な相談

「埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター」 **【0570-783-770】**

受付時間：24時間（土日・祝日も実施）

2 疑いの症状がある場合の相談（* 受付時間外は上記サポートセンターへ）

「帰国者・接触者相談センター」（さいたま市、川越市、越谷市、川口市以外にお住まいの方）

【048-762-8026】 受付時間：9時20分～16時40分（月～土まで〔祝日除く〕）

* さいたま市にお住まいの方 → 各区役所の保健センターへ（下記ホームページ参照）

<https://www.city.saitama.jp/002/001/008/004/004/p069410.html>

* 川越市にお住まいの方 → 川越市保健所 **【049-227-5107】** 8:30～17:15（月～金〔祝日除く〕）

* 越谷市にお住まいの方 → 越谷市保健所 **【048-940-5153】** 8:30～17:15（月～金〔祝日除く〕）

* 川口市にお住まいの方 → 川口市保健所 **【048-423-6832】** 8:30～17:15（月～土〔祝日除く〕）